

事務連絡
令和3年10月5日

都道府県・指定都市
市民活動担当課 御担当者様

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

認定NPO法人に係る一部書類の個人情報保護について (Q & Aの修正)

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号)」の公布に伴い、本年5月28日、これまでの改正事項を織り込んだ「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き」を送付いたしました。そこでは、以下の書類につき、役員やその親族のみならず、一定の関係者の報酬又は給与の金額を記載させるよう、様式例を提示しています。

- ・認定申請時及び認定の有効期間の更新時に提出する書類の「役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）」（手引き141ページ）
- ・認定NPO法人が毎事業年度提出する書類（法第54条第2項第3号）の「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」（手引き219ページ）

上記書類の記載方法については、内閣府NPOホームページのQ & A 1-2-3にあるとおり、認定NPO法人の中には、役員等が職員として従事して給与を得ているケースもあります。この場合における役員等の職員としての給与については、「ロ 給与を得た職員の総数及び総額」に加え、「イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）」にも職員としての給与を個別に記載させることとなっています。

一方、役員等による職員との兼務のうち、「社員」又は「寄附者」が職員を兼ねている場合、職員としての給与金額が、特定非営利活動促進法第56条に基づく閲覧又は謄写の対象となることから、法人に対する監督の実効性を確保しつつも、プライバシーについても配慮する必要もあると考えられます。このため、所轄庁が上記書類を市民からの請求により閲覧・謄写させる際には、「イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）」における当該社員兼職員及び当該寄附者兼職員の職員としての給与の「支給金額」欄を除いて、閲覧・謄写させるようお願いいたします。

なお、特に社員又は寄附者については、職員を兼務している人数が相当数に上る事例がある実態に鑑み、上記書類の記載事項が過多となる場合が生じるおそれもあります。このため、法人に対する監督の実効性を確保しつつ、法人の事務負担軽減を図る観点から、社員又は寄附者が職員を兼務している場合に限り、「イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）」における職員としての給与の記載については、職員としての給与に関する個別記載に代えて、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載する方法で、記載事項をそれぞれ1つにすることができるとし、これをQ&A 1-2-3に追記しました。

御不明な点がある場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

(本件連絡先)

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付

参事官（共助社会づくり推進担当）付 和智永、小幡、豊島、矢萩

TEL：03-6257-1517 mail：npo.cv.m6a@cao.go.jp

変更するQ&A（追記箇所下線）

Q 1-2-3 令和3年のNPO法施行規則改正で、認定NPO法人が毎年提出することとなった「役員等に対する報酬又は給与の状況」では、NPO法施行規則第32条第1項第五号イ、ロの2種類を記載した様式を提出しますが、役員等が職員として従事して給与を得ていた場合については、どのように記載すればよいですか。

A 認定NPO法人の認定基準では、認定申請時に、役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと（法45【1】四ロ、法規23一）を示す書類として、「役員等に対する報酬又は給与の支給」の状況を記した書類を所轄庁に提出することになっていますが、令和3年に改正されたNPO法施行規則では、これを毎事業年度提出することになりました（法規32【1】五イ）。

イにおいては、職員に対する給与については、これまでどおり、「給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項」（同号ロ）の記載でもって足りるものとするため、個別の職員に対する給与の記載は求めていませんが、役員等が職員として従事して給与を得ていた場合、例えば、役員の親族で職員である者に対する給与については、役員の親族に対する給与として、同号イにおいて個別に記載する必要があります。

なお、「社員」又は「寄附者」が職員を兼務している場合に限っては、認定NPO法人の事務負担軽減等の観点から、「イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）」における職員としての給与の記載については、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載する方法で、記載事項をそれぞれ1つにまとめて記載することができるものとします。